

【平成 18 年 8 月 1 日報道発表資料】

(内容)

平成 18 年 7 月 31 日に株式会社クラタ産業から土壤汚染対策法(以下、「法」という。)第 3 条第 1 項に基づく土壤汚染状況調査結果及び自主調査による結果の報告がありました。事業場移転の際、跡地における土壤・地下水調査を実施した結果、判明したものです。

その概要は下記のとおりです。

記

1 事業所名称及び所在地

株式会社クラタ産業

岡崎市羽根町字小豆坂 3 番地

2 調査内容

(1) 土壤汚染の物質及び汚染濃度

ア 法に基づき調査した物質

特定有害物質名	調査結果(mg/ℓ)	土壤溶出量基準(mg/ℓ)
ほう素及びその化合物	1.2～2.4(1.2～2.4 倍)	1

イ 自主調査した物質

特定有害物質名	調査結果(mg/ℓ)	土壤溶出量基準(mg/ℓ)
シス-1,2-ジ クロロエチレン	0.054(1.4 倍)	0.04
テトラクロロエチレン	0.016～0.21(1.6～21 倍)	0.01

注 ()内は基準に対する倍率

(2) 地下水調査結果

ア 法に基づき調査した物質

特定有害物質名	調査結果(mg/ℓ)	地下水基準(mg/ℓ)
---------	------------	-------------

ほう素及びその化合物	2.1(2.1 倍)	1
------------	------------	---

イ 自主調査した物質

特定有害物質名	調査結果(mg/ℓ)	地下水基準(mg/ℓ)
1,1-ジクロロエレン	0.021(1.1 倍)	0.02
シス-1,2-ジクロロエレン	0.070～7.9(1.8～200 倍)	0.04
トリクロロエレン	0.038～0.33(1.3～11 倍)	0.03
テトラクロロエレン	0.012～3.8(1.2～380 倍)	0.01

注 ()内は基準に対する倍率

3 措 置

汚染土壌については、掘削除去による措置を行います。また、ほう素及びその化合物の汚染地下水について、今後モニタリング調査を行います。揮発性有機化合物(自主調査した物質)の汚染地下水について、揚水ばっ気処理法及び原位置化学酸化法による浄化対策を行います。

4 会社連絡先

株式会社クラタ産業
総務グループ
電話：0564-48-1611

5 本市の対応

事業者に対し、土壌浄化対策等を適切に実施するよう指導を行います。

ほう素及びその化合物については、法第5条第1項に基づき、土壌溶出量基準を超過した区域を指定区域として指定し、その旨を告示する予定です。

また今後、周辺の地下水調査を実施する予定です。